

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 酒上太造及び駒田かすみは、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 3 定期監査（工事監査）結果報告書
- 4 議会事務局定期監査結果報告書
- 5 都市局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 6 下水道局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書
- 8 消防局定期監査結果報告書

令和2年度 総務局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

総務局 情報政策室（現、情報管理室）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して評価した項目及びIT全社統制チェックリストを、監査の着眼点として設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和3年3月9日から同年4月20日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 夢前ケーブルネットワーク使用料（情報政策室）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

3 意見

姫路市には情報管理室が管理するシステムのほかに、課独自で管理、運用しているシステムが多数存在する。情報管理室は、これらを含む全てのシステムについて、セキュリティ対策等の指導、調整をする事務を所掌しており、セキュリティ監査を実施しているが、その実施件数は毎年数件で、決して十分とは言えない。

情報管理室が実施するセキュリティ監査のほか、各課においても運用しているシステムが市の統ルールにのっっているか、また、セキュリティ基準を満たしているか等を確認する仕組みを導入するなど、市が管理、運用する全てのシステムに係るリスク管理体制の強化を図り、市全体の I T 統制に努められたい。